

## 平成 31 年度鳥取県立布勢総合運動公園スポーツ教室テニス教室要項

- 趣 旨 テニスを通して青少年の健全育成と県民の体力の向上及び維持増進と併せ、テニス競技の普及振興と競技力の向上を図ることを目的とします。
- 主 催 公益財団法人鳥取県体育協会
- 主 管 コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク（鳥取県立布勢総合運動公園）
- 期 間 平成 31 年 4 月 8 日から平成 32 年 3 月 24 日まで
- 場 所 コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク（鳥取県立布勢総合運動公園）  
県民体育館  
〒680-0944 鳥取市布勢 146 番地の 1 TEL：0857-31-6911
- 対 象 幼児（5 歳から 6 歳）、小学生、中学生、高校生、一般

### 7 受講料金及びクラス内容等

教室ごとの受講料金やクラス内容の詳細につきましては、別紙「料金及びクラス内容一覧」をご覧ください。

※各クラス随時受付を行います、当日申込の受講は講師手配の関係上できませんので、ご了承ください（次回からになります）。

### 8 申込方法、受講料の支払方法

#### 【受付及び支払窓口】

コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク鳥取県民体育館受付窓口

#### 【申込・支払方法】

スポーツ教室申込書を記入のうえ、下記期日までに県民体育館の窓口まで持参してください。その際、受付番号をお渡ししますので、大切に保管してください。募集定員に達した場合は**抽選**とさせていただきます。

#### 【申込期間】

- 第 1 期 平成 31 年 3 月 18 日（月）から 平成 31 年 3 月 29 日（金）まで
- 第 2 期 平成 31 年 6 月 10 日（月）から 平成 31 年 6 月 21 日（金）まで
- 第 3 期 平成 31 年 9 月 30 日（月）から 平成 31 年 10 月 10 日（金）まで
- 第 4 期 平成 31 年 12 月 16 日（月）から 平成 31 年 12 月 27 日（金）まで

#### 【受講生発表及び支払開始日】

- 第 1 期 平成 31 年 4 月 1 日（月）から
- 第 2 期 平成 31 年 6 月 24 日（月）から
- 第 3 期 平成 31 年 10 月 14 日（月）から
- 第 4 期 平成 32 年 1 月 6 日（月）から

※参加料の返金につきましては、病気・けが・転勤・妊娠等やむをえない場合で、教室の初回開催日の前日までに申請があったものに限りです。返金の際には申込時の領収書が必要になりますので大切に保管してください。

スポーツ安全保険の返金はできませんので、予めご了承ください。

## 9 振替受講、追加受講について

今年度より振替受講制度及び追加受講は実施いたしません。

ただし、主催者側の都合、悪天候等により実施できない場合は予備日で対応します。

## 10 教室のクラス変更

今年度より教室の期の途中でのクラス変更は実施いたしません。

お申し込み時に担当コーチに確認してください。

### 11 中途受講について

各期の途中から受講していただく場合、受講時期にかかわらず、1期分をお支払いいただきます。

ただし、残り回数が半数以下の場合は、残り回数分のお支払で参加いただけます。

### 12 コートについて

屋内ウッドコートを使用します。

シューズは、上履き専用でオールコート用シューズをご使用ください。

### 13 教室体験について

参加したい前の期の教室に1度だけ参加いただけます。

### 14 その他

(1) 更衣は、県民体育館体育館1階の更衣室が利用可能です。

(2) 貴重品等の盗難に関しては責任を負いかねます。参加者の方々にて管理をお願いします。

(3) 教室中での怪我事故の防止について

ア 教室中は、担当講師の指示に従ってください。

イ 怪我防止の為に準備体操を行いますので、開始時間に遅れることなく参加してください。

ウ 順番待ち、移動中等においては、飛んでくるボールに当たらないよう気を付けてください。

また、他のプレイヤーとの接触に注意してください。

エ 他のプレイヤーとの間隔が近くなるように注意してください。

(4) 教室中での怪我については、応急処置または場合により救急車の手配を主催者が行ないます。

その他の補償につきましては、スポーツ安全保険の範囲内で対応します。

## ●個人情報に関する取扱いについて

主催者側が取得した個人情報は、下記の目的のために利用し、利用目的以外に使用することはありません。教室申込みの提出をもって、これらの取扱いに関してご承諾いただいたものとして対応させていただきます。

- 1 教室申込に記載された情報・・・参加者名簿、報告書に記載します。
- 2 肖像権の取扱い・・・認められた報道機関などが、撮影した写真がパンフレット、新聞、雑誌、報告書などで公開されることがあります。